学校とのより良い関係構築と、安全・安心な教育環境づくりのために

令和8年11月　発行者：武雄市教育委員会

■ 市民の共通の願い

児童生徒の一人ひとりの
健やかな成長を支えることです。

■ 協働と対話

学校、保護者、地域の皆様は、お互いに支えあうパートナーです。日々のコミュニケーションを大切にし、相互の信頼解係に基づく「共につくる」学校運営を目指します。

「4つのお願い」→より良い関係構築

適切な表現・声量

怒鳴るなどの威圧的な行動はお控えください。

適切な時間内の相談

ご相談は勤務時間内にお願いします。
長時間になる過度な対応はお控えください。

適切な要求

学校の権限や役割を超え、対応できないことがあることをご理解ください。

SNSでの拡散禁止

先生や子どもたちを中傷するように、SNS等への投稿は厳禁です。

令和8年から新たな義務

令和8年(2026) 10月1日施行

「カスタマーハラスメント防止措置」が学校設置者（教育委員会等）を含む事業主の法的な義務となります。

子どもたちの教育環境と教職員の働く環境の双方を守るための大切なルールです。

■ 武雄市教育委員会の基本姿勢

- 正当な意見・要望には、丁寧かつ真摯に対応します。
- 対応可能な事項と対応できない事項を整理して説明します。
- 不当な要求等は、複数教職員・組織で対応します。
- 教職員の人格を否定する発言、過度な要求等により、教職員の安全と尊厳、勤務環境に支障を及ぼすおそれのある場合は、組織として毅然と対応します。
- カスタマーハラスメントかどうか迷う段階でも、上司等へ相談・報告できる体制を構築します。
- 万が一困難な事案が発生した場合は、教育委員会、各関係者（警察、弁護士等）と連携して解決を図ります。

■ カスタマーハラスメントとは

保護者や地域等の要求・言動のうち、当益要求・言動の内容の妥当性に照らして社会通念上不相当なものであって、職員の就業環境を害するものです。

■ カスハラになり得る行為

- 過剰・不当な要求
- 身体的な攻撃（暴力、物を投げるなど）
- 精神的な攻撃（暴言、脅迫、侮辱、名誉毀損など）
- 威圧的な言動（大声で怒鳴る、机を叩くなど）
- 継続的、執拗な言動（同じ主張等を繰り返すなど）
- 拘束的な言動（居座り、長時間拘束など）

子どもたちの未来のために　共に支える安心して学べる学校環境



子どもに普通教育を受けさせることは保護者の大切な義務であり、子どもの「教育を受ける権利」を守る土台です。

教職員が安心して教育活動に専念できる環境を整えることは、子どもたちの健やかな成長につながります。

学校・保護者・地域が互いに尊重し共に手を取り合い良好な教育環境をつくっていきましょう。